

平成27年度川崎市 保育所、認定こども園、小規模保育（A型）、  
居宅訪問型保育 保育料金額表

(単位：円)

階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児保育料				3歳以上児保育料			
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,300	1,650	3,200	1,600
C 2	市民税所得割課税額 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,400	2,200	4,300	2,150
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,400	2,700	5,300	2,650
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	7,100	3,550	6,900	3,450
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	8,300	4,150	8,100	4,050
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	9,900	4,950	9,700	4,850
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	12,900	6,450	12,600	6,300
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	13,400	6,700	13,100	6,550
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	17,400	8,700	17,100	8,550
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	21,300	10,650	20,900	10,450
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	24,500	12,250	24,000	12,000
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	26,000	13,000	25,500	12,750
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	27,000	13,500	26,500	13,250
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	29,500	14,750	29,000	14,500
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	30,500	15,250	30,000	15,000
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	32,000	15,800	31,500	15,500
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	32,500	16,250	32,000	16,000
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	33,000	16,500	32,500	16,250
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	33,500	16,750	33,000	16,500
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	34,500	17,250	34,000	17,000
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	35,500	17,750	35,000	17,500
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	36,500	18,250	36,000	18,000
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	37,000	18,500	36,500	18,250
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	38,000	19,000	37,500	18,750
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	38,500	19,250	38,000	19,000

注 1 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合（幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の第2子目の保育料です。

注 2 第3子以降の保育料については、無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合（幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）です。

注 3 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の平成26年度市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の平成27年度市民税額の年額となります（配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除等の適用はありません。）。

注 4 この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

注 5 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。（AB階層を除く）

※ 国基準保育料は31頁を参照してください。

平成27年度川崎市 小規模保育（B型）、小規模保育（C型）、  
家庭的保育 保育料金額表

(単位：円)

階層 区分	定 義	小規模保育B型				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考)国基準保育料	
		保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料			
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		3歳未満	3歳以上
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子		
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000
C 1	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500	16,500
C 2	市民税所得割 5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700		
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900		
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450		
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750		
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	30,000	27,000
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800		
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050		
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200		
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450		
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	44,500	41,500
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900		
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200		
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450		
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	28,000	39,300	27,510	32,000	22,400		
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	30,520	42,900	30,030	34,800	24,360	61,000	58,000
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	31,920	44,800	31,360	36,500	25,550		
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	33,040	46,400	32,480	37,800	26,460		
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	33,880	47,600	33,320	38,700	27,090		
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	36,680	51,500	36,050	41,900	29,330		
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	39,200	55,100	38,570	44,800	31,360	80,000	77,000
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	40,880	57,400	40,180	46,700	32,690		
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	41,440	58,200	40,740	47,300	33,110		
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	45,640	64,100	44,870	52,100	36,470		
C 25	475,300 円以上	66,200	46,340	65,100	45,570	52,900	37,030		

注 1 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

注 2 第3子以降の保育料については、無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

注 3 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の平成26年度市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の平成27年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除等の適用はありません。)

注 4 この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

注 5 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(AB階層を除く)